

第55回労働政策審議会安全衛生分科会

平成23年10月24日（月）17:00～19:00

経済産業省別館第825会議室（8階）

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 「労働安全衛生法の一部を改正する法律案要綱」について（諮問）
- (2) 「平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令の一部を改正する省令案要綱」について（諮問）
- (3) その他

3 閉 会

資 料

資料1 「労働安全衛生法の一部を改正する法律案要綱」（諮問）

資料2 「平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令の一部を改正する省令案要綱」（諮問）

参考資料1 労働安全衛生法の一部を改正する法律案の概要

参考資料2 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令の一部を改正する省令案の概要

参考資料3 労働政策審議会建議「今後の職場における安全衛生対策について」
(平成22年12月22日)

参考資料4 労働政策審議会安全衛生分科会 委員名簿

(照会先：労働基準局安全衛生部計画課（内線5476）)

第55回 労働政策審議会安全衛生分科会（座席表）

平成23年10月24日(月)
17:00 ~ 19:00
経済産業省別館共用第825会議室

座席表

土橋委員 ○
浅井委員 ○
分科会長 ○
小野委員 ○

富高委員 ○
小畑委員 ○
杉山氏 ○
(新谷委員代理)
犬飼委員 ○
谷口委員 ○

○ 三浦委員
○ 高橋委員
○ 明石委員
○ 瀬戸委員
○ 中村委員

○ 毛利労働衛生課調査官
○ 亀澤環境改善室長
○ 椎葉労働衛生課長
○ 宮野安全衛生部長
○ 高崎計画課長
○ 田中安全課長
○ 半田化学物質対策課長

受付

入口

傍聴席

傍聴席

厚生労働省発基安 1 0 2 4 第 3 号

労働政策審議会

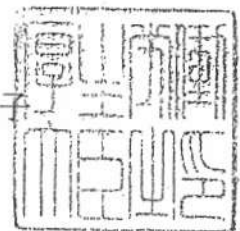
会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働省設置法第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙「労働安全衛生法の一部を改正する法律案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成 2 3 年 1 0 月 2 4 日

厚生労働大臣

小宮山 洋子



労働安全衛生法の一部を改正する法律案要綱

第一 精神的健康の状況を把握するための検査等

一 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師又は保健師による精神的健康の状況を把握するための検査を行わなければならないものとする。こと。（第六十六条の十第一項関係）

二 労働者は、一による検査を受けなければならないものとする。こと。（第六十六条の十第二項関係）

三 事業者は、一による検査を受けた労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該検査を行った医師又は保健師から当該検査の結果が通知されるようにしなければならないものとする。こと。この場合において、当該医師又は保健師は、あらかじめ当該検査を受けた労働者の同意を得ないで、当該労働者の検査の結果を事業者に提供してはならないものとする。こと。（第六十六条の十第三項関係）

四 事業者は、三による通知を受けた労働者であつて、精神的健康の状況が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当するものが医師による面接指導を受けることを希望する旨を申し出たときは、当該申出をした労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならないものとする。こと。この場合において、事業者は、労働者が当該申出をしたことを理由とし

て、当該労働者に対し、不利益な取扱いをしてはならないものとする。 (第六十六條の十第四項關係)

五 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、四の面接指導の結果を記録しておかなければならないものとする。 (第六十六條の十第五項關係)

六 事業者は、四の面接指導の結果に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師の意見を聴かなければならないものとする。 (第六十六條の十第六項關係)

十第六項關係)

七 事業者は、六の医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少その他の措置を講ずるほか、当該医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならないものとする。 (第六十六條の十第七項關係)

八 厚生労働大臣は、七により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。 (第六十六條の十第八項關係)

九 厚生労働大臣は、八の指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者又はその団体に

対し、当該指針に関し必要な指導を行うことができるものとする。 (第六十六条の十第九項関係)

十一の検査及び四の面接指導の実施の事務に従事した者は、その実施に関して知り得た労働者の秘密を漏らしてはならないものとする。 (第四百四条関係)

第二 受動喫煙の防止

一 事業者は、労働者の受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。以下同じ。）を防止するため、屋内作業場その他の厚生労働省令で定める作業場について、専ら喫煙のために利用されることを目的とする室（当該室からたばこの煙が漏れるおそれがないものとして厚生労働省令で定める基準に合致するものに限る。）を除き、喫煙を禁止することその他の厚生労働省令で定める措置を講じなければならないものとする。 (第六十八条の二関係)

二 飲食物の提供その他の役務の提供の事業であつて厚生労働省令で定めるものを行う事業者については、当分の間、一は、適用しないものとする。この場合において、当該事業者は、一の厚生労働省令で定める作業場について、労働者の受動喫煙の程度を低減させるための措置として厚生労働省令で定める措置を講じなければならないものとする。 (附則第二十七条関係)

第三 電動ファン付き呼吸用保護具

一 電動ファン付き呼吸用保護具を、その譲渡、貸与又は設置に際して厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければならないものに追加すること。（別表第二第十六号関係）

二 電動ファン付き呼吸用保護具を、その製造又は輸入に際して厚生労働大臣の登録を受けた者が行う型式についての検定（以下「型式検定」という。）を受けなければならないものに追加すること。（別表第四

第十三号関係）

三 電動ファン付き呼吸用保護具に係る型式検定を行おうとして二の登録の申請をした者（以下「登録申請者」という。）について、厚生労働大臣が必ず登録をしなければならないものとされるための要件の一つとして、登録申請者が別表第十四に掲げる設備（材料試験機、ガス濃度計測器、内圧試験装置、通気抵抗試験装置、粉じん捕集効率測定装置、排気弁気密試験装置、漏れ率試験装置、最低必要風量試験装置、公称稼働時間試験装置及び騒音計）を用いて型式検定を行うものであることを規定すること。（別表第十四関係）

第四 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

第五 附則

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第五の二の(二)は公布の日から、第三及び第五の二の(一)は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

二 経過措置

(一) 第三の施行日前に製造され、又は輸入された電動ファン付き呼吸用保護具については、第三の一を適用しないものとし、第三の二の型式検定を受けることを要しないものとする。 (附則第二条及び第三

三条関係)

(二) (一)に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めること。 (附則第四条

関係)

三 検討規定

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものすること。（附則第五条関係）

四 関係法律の整備

その他関係法律について、所要の規定の整備を行うこと。（附則第六条及び第七条関係）

厚生労働省発基安 1024 第 1 号

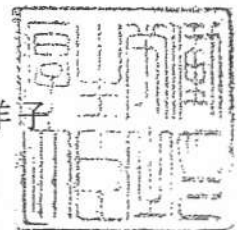
労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働省設置法第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙「平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成 23 年 10 月 24 日

厚生労働大臣 小宮山 洋子



平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令の一部を改正する省令案要綱

第一 緊急作業時における被ばく限度の特例を適用する場合の限定

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して原子力災害対策特別措置法第十五条第二項の原子力緊急事態宣言がなされた日から同条第四項の原子力緊急事態解除宣言がなされた日までの間の同法第十七条第八項に規定する緊急事態応急対策実施区域において、電離放射線障害防止規則第七条第二項第一号中「百ミリシーベルト」を「二百五十ミリシーベルト」と適用する特にやむを得ない緊急の場合を、特にやむを得ない緊急の場合で厚生労働大臣が定める場合とするものとする。

※ 厚生労働大臣が定める場合は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所に属する原子炉施設並びに蒸気タービン及びその附属設備又はその周辺の区域であつて、その線量が一時間につき〇・一ミリシーベルトを超えるおそれのある場所において、次の各号のいずれかに該当する作業を行う場合とする。

一 原子炉施設又は使用済燃料貯蔵槽を冷却する設備の機能が著しく低下した場合又はその機能を失った場合における当該機能を復旧するための作業

二 前号に掲げる作業のほか、原子炉施設の故障、損壊等により、多量の放射性物質の放出のおそれがある場合であつて、これを抑制又は防止するための機能が著しく低下したとき又はその機能を失つたときにおける当該機能を復旧するための作業

第二 経過措置

この省令の施行の際現に原子力災害対策特別措置法第十七条第八項に規定する緊急事態応急対策実施区域において電離放射線障害防止規則第七条第一項に規定する緊急作業に従事する放射線業務従事者については、この省令による改正後の平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

第三 その他

この省令は、公布の日から施行するものとする。

労働安全衛生法の一部を改正する法律案の概要

メンタルヘルス対策の充実・強化

- 医師又は保健師による労働者の精神的健康の状況を把握するための検査を行うことを事業者に義務付ける。
- 労働者は、事業者が行う当該検査を受けなければならないこととする。
- 検査の結果は、検査を行った医師又は保健師から、労働者に対し通知されるようにする。医師又は保健師は、労働者の同意を得ないで検査の結果を事業者に提供してはならないこととする。
- 検査の結果を通知された労働者が面接指導の申出をしたときは、医師による面接指導を実施することを事業者に義務付ける。
- 面接指導の申出をしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならないこととする。
- 事業者は、面接指導の結果、医師の意見を聴き、必要な場合には、作業の転換、労働時間の短縮その他の適切な就業上の措置を講じなければならないこととする。

型式検定及び譲渡の制限の対象となる器具の追加

- 特に粉じん濃度が高くなる作業に従事する労働者に使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定及び譲渡の制限の対象に追加する。

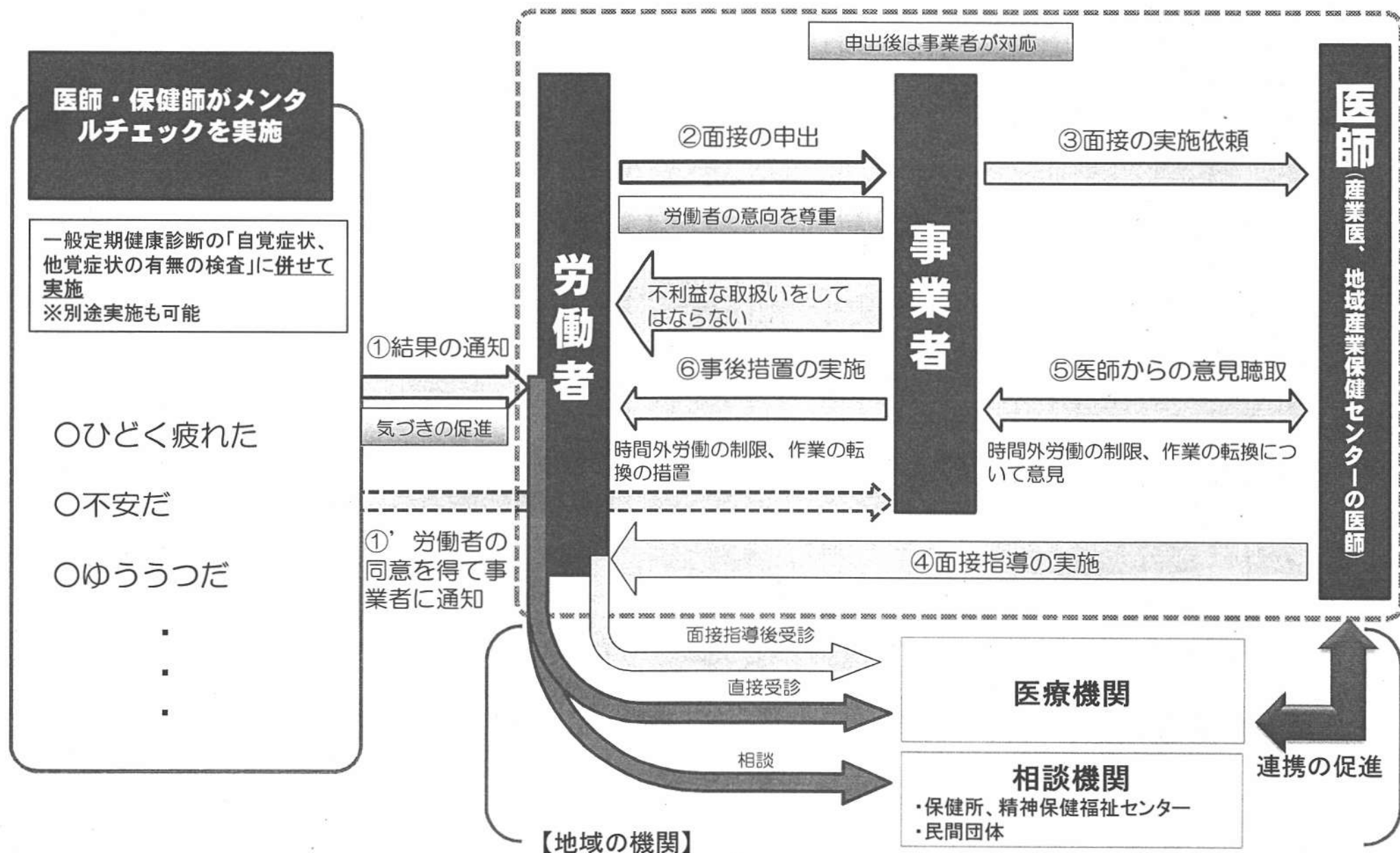
受動喫煙防止対策の充実・強化

- 受動喫煙を防止するための措置として、職場の全面禁煙、空間分煙を事業者に義務付ける。
- ただし、当分の間、飲食店その他の当該措置が困難な職場については、受動喫煙の程度を低減させるため一定の濃度又は換気の基準を守ることを義務付ける。

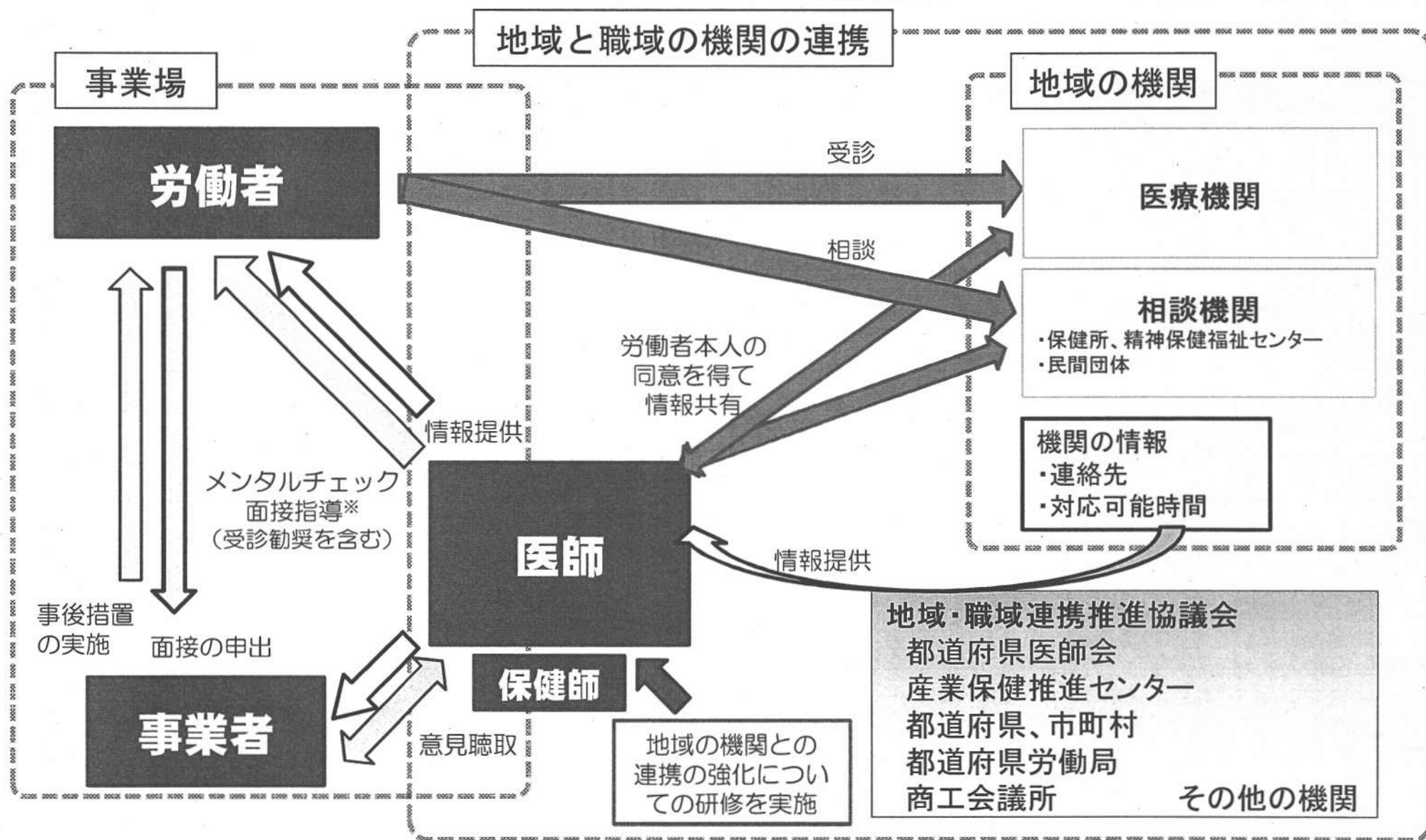
施行期日：公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

（「型式検定及び譲渡の制限の対象となる器具の追加」は、6月を超えない範囲内で政令で定める日）

精神的健康の状況を把握するための検査と面接指導



事業場と地域の医療機関・相談機関との連携



※メンタルチェックは医師又は保健師、面接指導は医師が実施。メンタルチェックと面接指導は別の医師が実施する場合もある。

受動喫煙防止対策の支援事業について

受動喫煙防止対策助成金を始め、次の3事業を平成23年10月より開始しました。

①受動喫煙防止対策助成金

1. 対象事業主

○労働者災害補償保険の適用事業主であって、旅館業、料理店又は飲食店を経営する中小企業事業主※であること。

〔※ 料理店又は飲食店については、その常時雇用する労働者が50人以下又はその資本金の規模が5,000万円以下、
旅館業については、その常時雇用する労働者の数が100人以下又はその資本金の規模が5,000万円以下。〕

2. 助成対象

○一定の要件を満たす喫煙室の設置に必要な経費

○喫煙室以外に、受動喫煙を防止するための換気設備の設置等の措置に必要な経費

工事前に「受動喫煙防止対策助成金関係工事計画」を策定し、所轄都道府県労働局の認定を受ける必要があります。

3. 助成率、助成額 : 喫煙室の設置等に係る費用の1/4 (上限200万円)

4. 予算規模 : 平成23年度予算 約2.8億円

5. 申請書等提出先 : 都道府県労働局(健康安全課又は健康課)

②受動喫煙防止対策に係る相談支援事業

○事業場における喫煙室の設置、飲食店等における浮遊粉じんの基準への対応など技術的な相談内容について、労働衛生コンサルタント等の専門家による電話相談を行います。(必要に応じ実地指導も行います。)

○相談は無料です。

☆相談ダイヤル:03-3213-1012

☆問合せ先 : judo-kitsuen@tokiorisk.co.jp

(事業実施機関:東京海上日動リスクコンサルティング株式会社)

③職場内環境測定支援事業 (測定機器貸出事業)

○受動喫煙防止対策を行う事業場において、職場内環境の実態把握などを行う際の支援として、デジタル粉じん計(浮遊粉じん濃度の測定)、風速計の無料貸出を行います。

☆申込受付ダイヤル:03-5625-4296

FAX :03-5600-4907

(事業実施機関:柴田科学株式会社)

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令の一部を改正する省令案の概要

1 趣旨

- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号。以下「電離則」という。）においては、原子力発電所における事故が発生した場合等において緊急作業に従事する労働者の被ばく限度について 100 ミリシーベルトと定め、放射線による労働者の健康障害の防止を図ってきた。
- ・ しかしながら、東京電力福島第一原子力発電所（以下「東電福一原発」という。）における災害の状況に鑑み、原子力災害の拡大を防止し、国民の安心を得るために、特にやむを得ない場合であるとして、東電福一原発において緊急作業に従事する労働者の被ばく限度については、平成 23 年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令（平成 23 年厚生労働省令第 23 号。以下「特例省令」という。）の規定により、100 ミリシーベルトから 250 ミリシーベルトに引き上げているところ（※ 1）。

（※ 1）被ばく線量の上限の引き上げにあたっては、

- ① ICRP（国際放射線防護委員会）勧告では、重大事故等には人命救助を例外として約 500 ミリシーベルトを超えないようにすべきとされていること
 - ② 被ばく線量が 250 ミリシーベルト以下では、急性期の臨床症状が明らかな知見が認められていないこと
- を踏まえており、当該引き上げについては、文部科学省の放射線審議会からも妥当との答申を得ている。
- ・ 今般、東電福一原発における応急の作業の進捗により、原子力災害の拡大（敷地外への異常な放射性物質の放出）を防止するための作業が限定されてきたことから、特例省令の一部を改正し、緊急作業時の被ばく限度を 250 ミリシーベルトとする場合を厚生労働大臣が定める場合に限定するための改正を行うもの。

2 改正内容

- （1） 緊急作業時の被ばく限度を 250 ミリシーベルトとする場合について、特にやむを得ない緊急の場合で厚生労働大臣が定める場合（※）とするもの。

（※）原子炉施設並びに蒸気タービン及びその付属施設又はその周辺の区域であって線量が 1 時間につき 0.1 ミリシーベルトを超えるおそれのあるものにおいて次の

- ①又は②に該当する作業を行う場合とする（告示により定める。）。
- ① 原子炉施設又は使用済燃料貯蔵設備の冷却機能の喪失等に対応するための応急の作業
 - … 具体的には、注水による冷却機能が、配管からの漏水、配管の詰まり、ポンプの故障、制御弁の故障により著しく低下したとき又は失われたときにその機能を復旧するための作業を想定

② 放射性物質の敷地外への放出を抑制する設備の機能の喪失等に対応するための
の応急の作業

… 具体的には、

- ア 汚染水処理機能が、配管、弁等からの漏水、配管等の詰まり、ポンプの故障、制御弁の故障等により著しく低下したとき又は失われたときにこの機能を復旧するための作業を想定
- イ 汚染水や放射性物質が海洋、地下水、大気又は土壤に漏出することを防止する機能が、海水循環浄化装置の故障、遮水壁の損傷、汚染物質保管コンテナの損傷等により著しく低下したとき又は失われたときにこの機能を復旧するための作業を想定
- ウ 水素爆発の防止のための窒素封入機能が、配管からの窒素の漏出、配管の詰まり、ポンプの故障、制御弁の故障等により著しく低下したとき又は失われたときにこの機能を復旧するための作業を想定

- (2) 経過措置として、特例省令の改正の際現に東電福一原発において緊急作業に従事している者には改正前の特例省令の規定が適用されるものとするもの。

3 施行日

今後、パブリックコメント手続及び関係審議会等に対する諮問等を経た後に、公布・施行する予定。

電離則特例省令の改正による 東電福島第一原発作業員の被ばく上限の引き下げについて

被ばく限度の上限を引き下げる
労働者(上限100mSv)

改正日以後に新たに緊急作業に従事する労働者

100mSvを適用

〔電離則第7条に基づく
緊急作業時の被ばく上限〕

特例として被ばく上限を変更しない
労働者(上限250mSv)

以下のトラブル対応に従事する労働者

- ① 原子炉建屋等及びその周辺のうち、
- ② 高線量な区域での、
- ③ 原子炉冷却のための注水設備等にトラブルが生じた時の応急の措置

既に緊急作業に従事している労働者

既に緊急作業に従事している労働者には、緊急作業の指揮や他の労働者の被ばく管理を担当する東京電力やプラントメーカーの現場の管理(監理)担当者等が含まれており、上限を100mSvに引き下げた場合、こうした労働者が一度に緊急作業に従事できなくなり、作業に支障を及ぼす可能性がある。

※ 該当者のうち100mSvを超える被ばくがあるのは137人(8月末現在)

労審発 1222 第 597 号

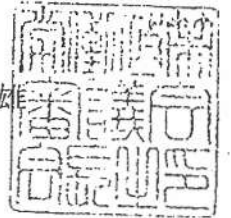
平成 22 年 12 月 22 日

厚生労働大臣

細 川 律 夫 殿

労働政策審議会

会長 諏訪 康 雄



今後の職場における安全衛生対策について (建議)

本審議会は、標記について、下記のとおり結論に達したので、厚生労働省設置法第 9 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、建議する。

記

別紙の安全衛生分科会の報告のとおり。

別紙

平成22年12月22日

労働政策審議会

会長 諏訪 康 雄 殿

安全衛生分科会

分科会長 相 澤 好 治

今後の職場における安全衛生対策について（報告）

本分科会は、標記について、平成22年7月30日以降、平成22年12月22日までの間に12回にわたり開催し、また、平成22年11月10日には職場における受動喫煙防止対策に関する公聴会を開催し、広く意見を聴取した上で、検討を重ねてきたところであるが、今般、その結果を別添のとおり取りまとめたので報告する。

なお、当分科会としては、対策を効果的に進めるため、報告の内容の具体化に向けて、引き続き必要な検討を進めることとする。

今後の職場における安全衛生対策について（報告）

- 我が国の労働災害は長期的には減少傾向にあるものの、未だ毎年 1,000 人以上が死亡し、休業 4 日以上死傷者も 10 万人を超えている。第 11 次労働災害防止計画（平成 20 年 3 月 19 日厚生労働大臣策定）においては、機械や化学物質による労働災害を一層減少させるため、事業者が危険性又は有害性の特定、リスクの見積もり、リスク低減措置の検討等（リスクアセスメント）を行い、それに基づく措置を実施することを広く定着させることとされているが、中小企業では未だ浸透しておらず、定着が課題となっている。このような状況においてリスクアセスメントの普及・定着を推進するためには、危険性又は有害性の情報が確実に伝達、活用されるようにするとともに、リスクアセスメントの結果に応じた合理的な安全衛生対策を講じていくことができるようにする必要がある。
- 職場における受動喫煙の防止については、これまで快適職場形成の一環として対策が進められてきたところである。しかし、平成 17 年 2 月に「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が発効し、諸外国において規制の強化が進む中、我が国においても受動喫煙の有害性に関する知識の普及や健康志向の高まりなどを背景に、職場における受動喫煙防止に対する労働者の意識が向上しており、その対策について見直しが必要な状況となっている。
- 我が国全体の自殺者は、平成 10 年以降 12 年連続して 3 万人を超えているが、このうち「勤務問題」が原因・動機の一つとなっている者は約 2,500 人となっている。また、仕事や職業生活に関して強いストレス等を感じている労働者は約 6 割おり、精神障害等の労災認定件数が増加傾向にあるにも関わらず、心の健康対策（メンタルヘルス対策）に取り組んでいる事業所の割合は約 34%（平成 19 年）であり、事業所の取組を進める必要がある。
- 本年 6 月 18 日に閣議決定された新成長戦略における成長戦略実行計画（工程表）においては、2020 年度までに実施すべき成果目標として、「労働災害発生件数を 3 割減」、「メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合：100%」、「受動喫煙の無い職場の実現」が設定された。また、早期実施事項（2010 年度に実施する事項）として、「労働災害防止のため、事業者による労働災害の低減の取組の強化」、「職場におけるメンタルヘルス対策、受動喫煙防止対策に係る労働政策審議会での検討・結論」が設定された。
- このため、本分科会は、既に公表されている専門家による研究報告書、すなわち「機械譲渡時における機械の危険情報の提供のあり方等に関する検討会」、「職場における化学物質管理の今後のあり方に関する検討会」、「職場における受動喫煙防止対策に関する検討会」、「受動喫煙防止対策基準検討委員会（中央労働災害防止協会）」、「職場に

におけるメンタルヘルス対策検討会」、「ストレスに関連する症状・不調として確認することが適当な項目等に関する調査研究会（労働安全衛生総合研究所）」、「事業場における産業保健活動の拡充に関する検討会」の報告書の内容も踏まえつつ、本年 7 月以降、今後の安全衛生対策について審議を行い、実施すべき対策について、以下のとおり取りまとめた。

1 機械譲渡時における機械の危険情報の提供の促進等

- (1) 労働災害の 3 割弱を占める機械災害を減少させることが労働災害防止対策において重要な課題となっており、そのためには、労働安全衛生法において努力義務とされているリスクアセスメントの実施を機械ユーザーに定着させる必要がある。このようなリスクアセスメントの取組を促進するに当たっては、機械の危険情報が確実に提供されることが不可欠である。このための第一歩として、まず、機械譲渡時における機械メーカー等から機械ユーザーに対する危険情報の提供を促進することが適当である。
- (2) 情報提供の内容については、機械の危険源、危険を生じるおそれのある作業の内容、想定される危害のひどさ等を機械ユーザーが行うリスクアセスメントの必須情報とし、その提供方法は、機械ユーザーにとって明瞭に情報が一覧できるものとし、機械の種類が多種多様であり、様々な使い方等があることから、固定的なものではなく、柔軟で使いやすいひな型を準備することとする（例えば、化学物質の危険性又は有害性の情報提供制度である化学物質等安全データシート（MSDS）が参照できる。）。
- (3) 上記（1）の適切かつ有効な実施を図るため、指針を示し、それに基づき、機械メーカー等、機械ユーザーに対し、必要な指導を行うこととする。
- (4) 指針には、機械メーカーにおける機械の危険情報の作成、提供方法に係る一連の手順等について示すこととする。
- (5) 国は、機械メーカー等、機械ユーザーのリスクアセスメント担当者の人材育成をするとともに、機械ユーザーが機械災害情報を機械メーカーにフィードバックすることの促進及び機械災害情報の共有化のためのデータベースの整備を実施すべきである。また、取組が進んでいない機械メーカーの指針に基づく情報の作成、提供についての具体的な取組を進めるため、上記の情報提供のひな型を含むガイドラインを作成・公表するとともに、好事例を収集・提供すべきである。
- (6) 粉じん濃度が高くなるおそれがある作業等において、使用が義務づけられている「電動ファン付き呼吸用保護具」を譲渡等の制限及び型式検定の対象とし、構造規格を定めることが適当である。

2 職場における自主的化学品管理の促進

- (1) 化学品は、産業において重要かつ有用なものであるが、その取扱いや管理方法を誤ると労働者の安全又は健康に重大な悪影響を及ぼしうるものが少なくない。また、化学品の危険有害性は物質ごとに異なるものであり、その危険有害性を踏まえ、リスクの程度に応じて適切な対策を講じることが必要である。このため、労働安全衛生法においては、特に危険又は健康障害を生じるおそれのある物質（注）についてラベル表示及びMSDS交付による譲渡提供者から譲渡提供先への危険有害性情報の提供が義務付けられている。今後は、事業場で多様な化学品が用いられている現状や新規の化学品が多く導入されている現状を踏まえ、職場において使用される化学品のうち、GHS分類において危険有害性を持つとされたすべての化学品（義務の対象の物質を除く。）（以下、「すべての危険有害な化学品」という。）についても、ラベル表示及びMSDS交付による譲渡提供者から譲渡提供先への危険有害性情報の伝達の取組を促進することが適当である。

注：労働安全衛生法第57条に規定する表示対象物質及び同法第57条の2に規定する通知対象物質のことをいう。

- (2) 労働者が危険有害性情報を知らずに不用意に取り扱うことによる労働災害を防ぐため、すべての危険有害な化学品について、事業場内で取り扱う容器等にラベル表示を行い、労働者に対し、危険有害性情報の伝達の取組を促進することが適当である。なお、容器等にラベルを貼付することが困難な場合には、事業場内にラベル情報を掲示する等の代替手段を可能とする。
- (3) 上記(1)及び(2)の適切かつ有効な実施を図るため、指針を示し、それに基づき、事業者等に対し、必要な指導を行う。
- (4) 指針には、事業場内表示の趣旨を踏まえた望ましいラベル表示のあり方、代替手段等についても、示すこととする。
- (5) 国は、GHS分類結果を掲載したデータベースの拡充等のインフラ整備を実施するとともに、危険有害性情報の伝達及び活用の取組を進めるため、管理者及び労働者に対する教育を行い、その普及を図るべきである。また、リスクに基づく自主的な化学品管理を促進するため、専門人材がいない事業場でもリスクアセスメントを実施できるように簡易な手法の開発等をすべきである。
- (6) 上記の他、リスクに基づく合理的な化学品管理の在り方については、専門家の意見を聴きつつ、引き続き検討すべきである。

3 職場における受動喫煙防止対策の抜本的強化

- (1) 「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の発効等の国際的な動向や受動喫煙

の有害性に関する知識の普及、受動喫煙防止に関する労働者の意識の高まり等を踏まえ、労働者の健康障害防止という観点から、一般の事務所、工場等については、全面禁煙（注1）や空間分煙（注2）とすることを事業者の義務とすることが適当である。

注1：建物や車両内全体を常に禁煙とすることをいう。

注2：一定の要件を満たす喫煙室でのみ喫煙を認め喫煙室以外の場所を禁煙とすることをいう。

- (2) 飲食店、ホテル・旅館等の顧客が喫煙できることをサービスに含めて提供している場所についても、労働者の受動喫煙防止という観点からは、全面禁煙や空間分煙の措置をとることを事業者の義務とすることが適当である。しかしながら、顧客の喫煙に制約を加えることにより営業上の支障が生じ、全面禁煙や空間分煙の措置をとることが困難な場合には、当分の間、可能な限り労働者の受動喫煙の機会を低減させることを事業者の義務とする。具体的には、換気等による有害物質濃度の低減等の措置をとることとし、換気等を行う場合には、浮遊粉じん濃度又は換気量の基準を達成しなければならないこととすることが適当である。
- (3) (1) 及び (2) の措置の履行を確保するために、当面は、国による指導を中心に行うこととし、罰則は付さないこととする。今後の履行確保のあり方については、これらの措置の実施状況を踏まえつつ、検討していくこととする。
- (4) (2) における換気等による有害物質濃度の低減等の措置により、浮遊粉じん濃度又は換気量の基準については、粉じん濃度： $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下、 n 席の客席がある喫煙区域における1時間あたりの必要換気量： $70.3 \times n \text{ m}^3/\text{時間}$ とすることが適当である。
- (5) 国は、義務化に対応する事業者を支援するため、デジタル粉じん計の貸与、喫煙室の設置に係る問い合わせに対する労働衛生コンサルタント、作業環境測定士等の専門家の派遣等の技術的支援を行うとともに、顧客が喫煙する飲食店、ホテル・旅館等の中でも空間分煙に取り組む事業者に対して、喫煙室設置に係る財政的支援を行うべきである。

なお、更なる支援の必要性について、受動喫煙防止対策に取り組む事業者の意見を聞きつつ、今後、検討すべきである。

- (6) 以上の措置を確実に実施していくとともに、受動喫煙防止対策に対する国民のコンセンサスの形成に努め、できるだけ早期に新成長戦略の目標を達成できるよう、取組を進めていくこととする。

4 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

- (1) メンタルヘルス不調に影響を与える要因には、職場以外のものもあること等から、労働者自身がストレスに気付き、これに対処すること（セルフケア）が必要であると

もに、事業者が労働者のプライバシーに配慮しつつ適切な健康管理を行い、職場環境の改善につなげていくことが重要である。そこで、事業者の取組の第一歩として、医師が労働者のストレスに関連する症状・不調を確認し、この結果を受けた労働者が事業者に対し医師による面接の申出を行った場合には、現行の長時間労働者に対する医師による面接指導制度と同様に、事業者が医師による面接指導及び医師からの意見聴取等を行うことを事業者の義務とする「新たな枠組み」を導入することが適当である。

なお、「新たな枠組み」については、既に多くの企業で取り組まれているメンタルヘルス対策の事例に十分に配慮した上で、制度設計がなされるべきである。

- (2) 「新たな枠組み」においては、個人情報の保護の観点から、医師（ストレスに関連する症状・不調の確認を行った医師）は、労働者のストレスに関連する症状・不調の状況及び面接の要否等の結果について、労働者に直接通知することとする。
- (3) 事業者は、労働者が面接の申出を行ったことや、面接指導の結果を理由として、労働者に不利益な取扱いをしてはならないこととする。なお、不利益取扱いの具体的範囲について、今後、「新たな枠組み」を実施するまでに、労働及び労務管理の実態を十分に踏まえた上で整理することとする。
- (4) 「新たな枠組み」に対応する産業医の体制は必ずしも十分でないことから、産業医有資格者、メンタルヘルスに知見を有する医師等で構成された外部専門機関を、一定の要件の下に登録機関として、嘱託産業医と同様の役割を担うことができるようにする。
- (5) 医師が労働者のストレスに関連する症状・不調を確認する項目については、労働者の「疲労」、「不安」、「抑うつ」について、簡易に確認することができる標準的な例を示すこととする。
- (6) 国は、50人未満の小規模事業場においても、「新たな枠組み」における面接指導を効率的・効果的に実施するために、これら小規模事業場の労働者の健康管理を担っている地域産業保健センターにおいて、メンタルヘルスに対応可能な医師・保健師を確保する等、機能を強化すべきである。
- (7) 国は、上記の「新たな枠組み」の導入と併せ、労働者がメンタルヘルス不調にならないための予防的な観点からも長時間労働の抑制等の働き方の見直しに向けた取組を進めるとともに、メンタルヘルス不調者への適切な対応、休業した労働者の職場復帰等、職場のメンタルヘルス対策を総合的に推進する観点から下記の施策を講じるべきである。

(i) 管理職に対する教育

日常的に部下と接している職場の管理職は、部下のメンタルヘルス不調の早期発見、早期対応や、職場のストレス要因の把握や改善に重要な役割を持つこと、また、管理職自身のケアも重要であることから、職場の管理職に対する教育を促進する。

(ii) 職場のメンタルヘルス対策に関する情報提供の充実

中小規模事業場の担当者等、職場のメンタルヘルス対策を実施する者が、メンタ

ルヘルスに関する様々な知識を容易に習得することができるようにするため、積極的な情報提供の実施、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」の充実を図る。

(iii) メンタルヘルス不調者に適切に対応できる産業保健スタッフの養成及び活用

メンタルヘルス不調者に適切に対応できるよう、産業医、意見を述べる医師等に対して、関係の団体等とも協力して職場におけるメンタルヘルス対策等に関する研修を実施し、必要な知見等を付与するとともに、必要な場合には適切に専門医につなげることができるようにする。

(iv) 配置転換後等のストレスが高まるおそれがある時期における取組の強化

民間団体が行っている自殺の実態調査において、配置転換や転職等による「職場環境の変化」がきっかけとなってうつになり自殺したケースが報告されている。このような例を踏まえて、配置転換後においてストレスが高まる場合があること等について周知啓発を行い、問題が悪化する前に支援へとつなげる。

(v) うつ病等による休業者の職場復帰のための支援の実施

うつ病等による休業者が円滑に職場復帰するためには、休業の開始から職場復帰までの流れや手順を明確化しておくことが重要であることから、医療機関と職場の十分な連携の下、休業者の回復状況に的確に対応した職場復帰支援プランの策定、実施等の取組を広く普及するため、事業者の取組に対する支援を行う。

労働政策審議会安全衛生分科会 委員名簿

平成23年10月24日

区分	氏名	現職
公益代表	あいざわ よしはる 相澤 好治	北里大学副学長
	あさい のりこ 浅井 紀子	中京大学経営学部教授
	おの まりこ 小野 真理子	独立行政法人労働安全衛生研究所環境計測管理研究グループ上席研究員
	くさかべ おさむ 日下部 治	独立行政法人国立高等専門学校機構 茨城工業高等専門学校長
	つのだ とおる 角田 透	杏林大学医学部教授
	とばし りつ 土橋 律	東京大学大学院工学系研究科教授
	みしば たけのり 三柴 丈典	近畿大学法学部准教授
労働者代表	しんたに のぶゆき 新谷 信幸	日本労働組合総連合会(連合)総合労働局長
	いぬかい よねお 犬飼 米男	全日本森林林業木材関連産業労働組合連合会(森林労連)書記次長
	おばた あきら 小畑 明	全日本運輸産業労働組合連合会(運輸労連)中央書記長
	たにくち げん 谷口 元	全国ガス労働組合連合会中央執行委員長
	ふるいち よしひろ 古市 良洋	全国建設労働組合総連合(全建総連)書記長
	なわの のりひろ 縄野 徳弘	全国交通運輸労働組合総連合書記長
	とみたか ゆうこ 富高 裕子	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会(電機連合)中央執行委員
使用者代表	あかし ゆうじ 明石 祐二	社団法人日本経済団体連合会労働法制本部主幹
	おおやま ただかず 大山 忠一	光陽産業株式会社代表取締役会長兼社長
	せ とみなる 瀬戸 実	全国中小企業団体中央会理事兼事務局長
	たかはし のぶお 高橋 信雄	JFEスチール株式会社安全衛生部長
	なかた さぶろう 中田 三郎	一般社団法人日本化学工業協会常務理事
	なかむら さとこ 中村 聡子	日本アイ・ビー・エム株式会社 産業医
	みうら たけお 三浦 武男	株式会社浅沼組執行役員東京本店副本店長